

平成 21 年 6 月 1 日現在

研究種目：	基盤研究（B）
研究期間：	2006～2008
課題番号：	18330055
研究課題名（和文）	生活保護受給母子世帯の自立過程に関する研究：データベース構築によるパネル調査分析
研究課題名（英文）	Processes of entry and exit of public assistance among Japanese single mothers
研究代表者	
	藤原 千沙 (FUJIWARA CHISA)
	岩手大学・人文社会科学部・准教授
	研究者番号： 70302049

研究成果の概要：

A 自治体における 2005 年度生活保護廃止世帯を対象に研究データを収集した。収集データの分析は継続中である。現時点で確認できたのは以下の諸点である。①生活保護の開始から廃止までのプロセス（自立過程）において世帯類型は変動する。②「母子世帯」以外の有子世帯、「傷病者世帯」「障害者世帯」以外の傷病・障害者は世帯類型を超えて存在する。③世帯主・配偶者の学歴構成は同一世代の男女と比べて低いほうに偏りがある。④開始から廃止までの受給期間は世帯主の学歴・性別や世帯類型で違いがある。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2006 年度	3,500,000	1,050,000	4,550,000
2007 年度	3,800,000	1,140,000	4,940,000
2008 年度	2,800,000	840,000	3,640,000
年度			
年度			
総計	10,100,000	3,030,000	13,130,000

研究分野： 社会科学

科研費の分科・細目： 経済学・経済政策

キーワード： 社会保障・社会福祉・生活保護・母子世帯・自立支援

1. 研究開始当初の背景

本研究を開始する当初の背景のひとつは、2002 年の母子福祉改革である。低所得母子世帯に支給されている児童扶養手当が、支給開始 5 年あるいは支給要件該当 7 年を経過後に減額される規定が設けられたことから、最初の減額期限が到達する 2008 年 4 月以降、手当が減額される母子世帯がどのくらい存在し、手当減額の影響が母子世帯の暮らしにいかなる影響を与えるのかが、当初の問題意

識として存在した。児童扶養手当が減額された母子世帯の一部は生活保護の受給に移行すると予測されたが、生活保護はいったん受給すると自立しにくいという指摘もあり、生活保護が母子世帯の暮らしにどのような役割を果たすのかを明らかにする必要性から、本研究へとつながった。

さらなる研究背景はアメリカにおける一連の生活保護研究である。生活保護 (TANF) の受給に生涯タイムリミットを設けた 1996 年アメリカ福祉改革は、どのような条件を備

えた世帯が生活保護の受給に結びつきやすく、また、自立しやすいかなど、世帯属性や個人属性等の数量データに基づく実証研究を進展させた。さらに、同一世帯を継続して観察するパネル調査研究は、生活保護から抜け出した世帯が再び生活保護に戻ってくる実態や、生活保護から自立した後の支援の重要性等を明らかにした。生活保護に関する日本の政府統計データでは同様の分析はできないことから、生活保護制度の実証研究として行政データを収集し分析する必要性が生まれ、本研究へとつながった。

2. 研究の目的

本研究課題の申請時における研究目的は、生活保護を受給している母子世帯（受給世帯）および生活保護から自立した母子世帯（廃止世帯）の就労状況・子育て状況などを長期継続的に観察することにより、生活保護の利用から自立的な生活を営むまでのプロセスを検討し、効果的なケースワークのあり方や自立阻害要因の軽減策および「貧困の世代的再生産」を防止するための支援プログラムの開発に寄与することであった。

3. 研究の方法

申請時の研究計画では、A自治体で生活保護を受給している母子世帯を調査対象として、仕事や子育てに関わる世帯状況・世帯条件等について定点観察するパネル・データベースを作成し、受給期間中の変化や自立プロセス等、母子世帯の母親が子どもを育てながら仕事によって経済的に自立できる諸条件を分析することを予定していた。その後、研究課題が採択され、A自治体と研究方法に関する具体的協議を開始するなかで、研究協力の内諾をいただいた申請時点と研究開始時点におけるA自治体の組織事情や業務運営のあり方等の変化から、調査対象と研究方法をやや修正することとなった。具体的には、現在、保護を受給している世帯（受給世帯）ではなく保護の受給が終了した世帯（廃止世帯）を主たる調査対象に位置づけるとともに、基礎的データについては母子世帯だけでなく全世帯のデータを収集することとした。

研究の方法は、A自治体の福祉事務所の職員から生活保護行政の概要と開始・廃止の動向について聞き取りをするとともに、生活保護廃止世帯に関するデータから、開始・廃止時の世帯構成、就業・疾病等の状況、受給期間中の変化等、研究目的にかかわるデータのみを収集する方法をとった。

データの取扱いについては、研究の目的・研究方法・公表の仕方などについてA自治体と慎重に協議を重ね、個人情報保護法の精神

を遵守する守秘義務誓約書を提出した。

これら生活保護廃止世帯調査のほか、A自治体における母子世帯のパネル・インタビュー調査、児童扶養手当受給資格者調査、関係機関の聞き取り調査を実施した。

4. 研究成果

(1) 生活保護廃止世帯調査

①調査対象

調査対象は、A自治体において2005年度に生活保護の受給が終了した世帯（廃止世帯）、全483世帯とした。調査対象世帯の世帯類型および保護廃止理由は、表1、表2のとおりである。

表1 調査対象世帯の世帯類型

(単位:世帯)

		廃止時の世帯類型					開始時計
		高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯	
開始時の世帯類型	高齢者世帯	64					64
	母子世帯	2	92	3	6	20	123
	障害者世帯			15	1		16
	傷病者世帯	38	2	14	137	11	202
	その他の世帯	11	10		10	47	78
廃止時計		115	104	32	154	78	483

表2 調査対象世帯の保護廃止理由

(単位:世帯)

保護廃止理由	傷病治癒	4
	死亡	121
	失そう	14
	働きによる収入の増加・取得	123
	働き手の転入	32
	社会保障給付金の増加	15
	仕送りの増加	3
	親類・縁者等の引取り	22
	施設入所	2
	医療費の他法負担	0
	その他	147
	(転出)	(44)
	(資産活用)	(7)
	(世帯合併)	(7)
	(逮捕・拘留)	(25)
(指導・指示不履行)	(11)	
(保護辞退)	(35)	
(その他)	(18)	
計		483

②生活保護世帯の世帯構造

既存の生活保護統計における世帯類型の定義は、世帯類型ごとに質の異なる基準で判断され整合性がないことから、本研究では統一した基準で世帯にアプローチするために、世帯構造により世帯の特性を把握した。その結果、生活保護世帯における有子世帯は「母子世帯」だけでなく世帯類型を超えて広範に分布し、18歳未満の子どもに限定しても「傷病者世帯」や「その他の世帯」で相当数存在することが確認された。貧困の世代的再生産の防止への観点からは、生活保護世帯における有子世帯の実相を把握し“子どもの貧困”の態様について解明していくとともに、18歳以上の成人子といった若者世代の貧困の態様についても家族状況を含めて分析していく必要性が明らかとなった。

③生活保護世帯の個人指標

既存の生活保護統計における世帯類型把握では、世帯主個人の状態を基準に世帯類型が決まるなど、世帯に潜在する世帯員の状況が把握できないことから、本研究では、個人に着目したアプローチとして「傷病・障害」と「学歴」に注目し、被保護層の特徴を分析した。その結果、傷病・障害については、「傷病者世帯」だけでなく「高齢者世帯」「母子世帯」「その他の世帯」の世帯主および世帯員に、傷病・障害を有する者が一定数いることが確認された。一般的には、類型名が与えるイメージから「高齢者世帯」「障害者世帯」「傷病者世帯」は“稼働能力のない世帯”、「母子世帯」「その他の世帯」は“稼働能力のある世帯”としてみなされやすいが、傷病・障害を有する者は世帯類型を超えて存在しており、既存の世帯類型は稼働能力をあらゆる基準ではないことに留意する必要がある。

また、学歴については、調査対象世帯の世帯主および配偶者の学歴構成は、同一世代の学歴構成と比べて低いほうに偏っていることが明らかとなった。全体で見ると、開始時の世帯主の6割以上が高校卒業資格を有していなかった。比較的年齢の若い「母子世帯」の世帯主でも約半数が高校卒業資格を有しておらず、「その他の世帯」では世帯主の7割以上が高校卒業資格を有していなかった。「傷病者世帯」や「障害者世帯」は、世帯主が傷病や障害のため働けないことから生活保護の受給に結びつくと考えられがちであるが、学歴という観点でみても世帯主・配偶者ともに雇用機会が一般的に制約される学歴傾向を示しており、「傷病・障害」「学歴」「貧困」の相互関連について、より精緻な分析を通して被保護層の実態を明らかにする必要性を提示した。被保護層の学歴が総じて低いことは生活保護行政の現場では経験的に知られていた事実であったが、政府の生活

保護統計には学歴の項目がなく、数量的把握は困難であった。昨今、自立支援プログラムに関連して各福祉事務所レベルでデータ収集が試みられ、生活保護世帯の世帯主の学歴が低位にある実態は明らかになりつつあるが、本研究では配偶者にも焦点をあてたところ、同類婚的傾向が確認されたことから、世帯員の学歴も考慮して世帯の自立条件を検討することが必要である。その意味では、成人子も含めた子どもの学歴や保護開始後の学歴達成、親の学歴と子どもの学歴の相関なども、今後解明すべき課題である。自立支援プログラムの展開においては、このような学歴構成を視野に入れ、各世帯・各個人のニーズに応じた多様な支援策を講じることが必要である。

④生活保護の受給期間

生活保護の受給期間に関する議論では、毎年7月1日現在の被保護世帯を対象に、保護の開始から調査時点までを受給期間とする「被保護者全国一斉調査」（厚生労働省）が用いられるのが一般的である。しかし、同調査では、4月に保護を開始し6月に廃止したような「受給期間が1年未満でかつ7月1日時点では受給していなかった世帯」は、調査実施年度の被保護世帯ではあるものの、調査対象にはあがらない。一方、受給期間の長い世帯は毎年の調査対象にあがるために、保護開始から調査時点までの受給期間は、保護開始から廃止までの受給期間と比べて、長期化して表れる特徴をもつ。これら既存の政府統計の留意点を踏まえたうえで、本研究では、A自治体における保護廃止世帯を対象に、保護の開始から廃止までを受給期間として分析し、保護継続世帯と合わせて生存分析を行った。その結果、第一に、一時点の受給継続世帯を対象とした調査では調査対象にあがらない受給期間1年未満の世帯が相当数存在すること、第二に、世帯主の学歴や世帯類型により受給期間に違いがみられること、第三に、自立助長という生活保護制度の目的に沿った保護廃止であるか否かにより受給期間の傾向は異なること、第四に、廃止世帯と保護継続世帯の双方を考慮した分析では世帯主の性別と世帯類型により保護の継続確率（生存率）に違いがあることが明らかとなった。

⑤母子世帯の自立プロセス

母子世帯の保護開始から廃止までのプロセスについては、研究期間中に収集したデータに基づき、目下、分析中である。現時点で観察できることとしては、第一に、受給期間が長期に及ぶケースのなかには、貧困の世代的再生産の影響が顕著に現れている可能性があることである。その一方で、長期にわた

る保護の受給期間中に子どもの生活の安定が確保された結果、高卒後に専門学校や短大等への進学を果たしているケースもみられた。貧困の代传的再生産の防止という観点からは、生活保護世帯で暮らす子どもを直視し、親の養育と子どもの生育の両面から支援策を講じる必要がある。第二に、母子世帯の母親にも子どもにも、傷病・障害を有する場合が少なくないことである。生活保護開始理由としての傷病・障害だけではなく、母親の場合には疲労の蓄積による発病、就労継続中の怪我や病気、加齢による傷病など、幅広い態様が観察された。また、障害のある子どもの介護や子育ては母親の就労にも影響を及ぼしており、母子世帯の自立支援においては、医療保障や療養中の生活保障の必要性が指摘できる。

(2) 母子世帯のパネル・インタビュー調査

A 自治体における母子世帯の暮らしをより理解するために、生活保護を現在受給している母子世帯(4世帯)、過去に受給していた母子世帯(2世帯)、生活保護を受給した経験のない母子世帯(2世帯)について、同一世帯に3年間、面接インタビューを継続して行った。調査結果については現在分析中であり、研究発表に関する当事者との合意事項を踏まえたうえで、今後の研究発表に反映させる予定である。

(3) 児童扶養手当受給資格者調査

A 自治体における生活保護受給母子世帯の相対的な位置を検討するためには、A自治体の母子世帯の全体像を把握し、比較・対象することが必要であることから、A自治体の児童扶養手当所管課に聞き取りを行い、関連データを収集した。その結果、A自治体における母子世帯の所得階層分布、比較的安定収入のある層と低収入層に特徴的な職業・職種など、生活保護世帯の就業支援を検討するうえでも母子世帯の就業による自立を分析するうえでも貴重なデータを収集することができた。目下、分析中であるが、分析内容を深めるためにも追加データの収集を希望しており、A自治体から許可が得られた場合は2009年度中に追加データの収集を完成させる予定である。

(4) 関係機関の聞き取り調査

生活保護世帯や母子世帯の支援策のあり方を検討するために、国内の関係機関およびスウェーデンの関係機関に聞き取り調査を行なった。国内については、生活保護世帯のデータベース化に取り組んでいる自治体を訪問し、データベース構築上の工夫と課題に

ついて具体的な知見を得た。さらに、生活保護世帯や母子世帯に対する自立支援プログラムを実施している自治体・関係機関を訪問し、A自治体の特徴や現状を相対的に把握するとともに、生活保護世帯や母子世帯の支援策のあり方について実践的な知見を得た。

スウェーデンでは、ストックホルム市および近郊自治体における母子世帯の当事者団体、母子世帯の支援団体、DV被害者支援団体、保育所・幼稚園、公共職業紹介機関、職業訓練機関を訪問し、支援の具体的なあり方や現状の課題について聞き取りを行った。また、ストックホルム市在住の母子世帯の母親に対して面接インタビューを行なった。得られた知見の一部は、第一に、母子世帯の暮らしを支える前提として男女平等政策や能力開発支援・住宅支援・教育支援など一般施策の充実が基盤となっていること、第二に、多様な家族のあり方が浸透しているスウェーデンにおいても母子世帯の孤立化は深刻であり子どもの養育や発達にも影響を与えることから母親への物理的・心理的サポートが不可欠であること、第三に、自治体の政策形成において当事者団体からの積極的な意見聴取とともに団体の持続可能な活動を保障する財政支援が行われていたこと、などである。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文] (計1件)

1. 湯澤直美、藤原千沙、生活保護世帯の世帯構造と個人指標、社会福祉学、50巻1号、16-28、2009、査読有

6. 研究組織

(1) 研究代表者

藤原 千沙 (FUJIWARA CHISA)
岩手大学・人文社会科学部・准教授
研究者番号：70302049

(2) 研究分担者

湯澤 直美 (YUZAWA NAOMI)
立教大学・コミュニティ福祉学部・准教授
研究者番号：50308102

* 研究協力者

石田 浩 (ISHIDA HIROSHI)
東京大学・社会科学研究所・教授
研究者番号：40272504

* 研究協力者 (海外共同研究者)

江沢 あや (EZAWA AYA)
ライデン大学・日本学部・講師